

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成20年9月12日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ紫波 紫波郡紫波町日詰字丸盛177番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア 株式会社ユニバース
  - イ 株式会社サンドラッグ
  - ウ 有限会社フジワラ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年4月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,428平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 210台
  - イ 出入口 12箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 112台
- (8) 荷さばき施設の面積 120平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 63立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 株式会社ユニバース
    - (ア) 開店時刻 午前9時（年間4日に限り午前5時）
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
  - イ 株式会社サンドラッグ及び有限会社フジワラ
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 駐車場1 午前8時30分から午後10時30分まで（年間4日に限り午前4時30分から午後10時30分まで）
  - イ 駐車場2 午前8時30分から午後10時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成20年8月29日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び紫波町役場